

指定短期入所生活介護契約書

_____様（以下、「利用者」と言います）と、社会福祉法人 中野区福祉サービス事業団（以下、「事業者」と言います）は、指定短期入所生活介護サービスの利用について、次のとおり契約をします。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活が送れるよう、指定短期入所生活介護サービスを提供します。利用者は事業者に対し、そのサービスへの料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、_____年 _____月 _____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（利用期間）

本契約でいう利用期間とは、第2条1項で定められた契約期間内で、事業者が利用者に現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第4条（指定短期入所生活介護計画）

利用期間が4日以上の場合には、事業者は居宅サービス計画に沿って利用者の日常生活全般の状況や要望を踏まえて、具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成します。

- 2 事業者は、この計画の内容を利用者及び家族に説明の上同意を得ます。利用者がサービス内容の変更を希望する場合には、可能な限り利用者の希望に沿い、その内容を利用者に説明の上同意を得ます。

第5条（指定短期入所生活介護の提供場所・内容）

指定短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホーム小淀ホームです。所在地及び設備の概要は、重要事項説明書のとおりです。

- 2 利用者が利用できるサービスの内容は、重要事項説明書のとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者及び家族に説明します。
- 3 事業者は利用者の希望、状態に応じて第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「指定短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画にそってサービスを提供します。

第 6 条（身体拘束の禁止）

事業者は利用者または他の入所者の生命、身体を守るため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等の行動の制限を行いません。利用者の制限する行為を行う場合には、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し説明の上同意を得ます。

第 7 条（サービス提供の記録）

事業者は指定短期入所生活介護サービスを終了する際、サービスの内容等を記載した書面を利用者に見せ確認を受けることとします。利用者の求めがあった場合には、複写もできます。複写代は実費と致します。

第 8 条（利用料金）

利用者は、事業者に対し、利用料金同意書に基づき利用料を支払います。

- 2 事業者は、介護保険給付外サービスとして、利用中の食事代、利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動等を提供し、その際の料金は、利用料金同意書の介護保険給付外サービス料金表のとおりです。
- 3 事業者は、請求書に明細を付して、翌月の 15 日頃に利用者へ交付します。
- 4 利用者は、翌月末日までに事業者へ、現金あるいは自動引き落とし等の方法で利用料を支払います。
- 5 事業者は、料金の支払いを受けたら、利用者へ領収書を発行します。

第 9 条（利用期間前のサービスの中止）

利用者は、利用開始予定日の前日午後 3 時までに利用中止を通知すれば、料金を負担することなく利用を中止することができます。

- 2 利用者が前日午後 3 時までに通知をせずに利用を中止した場合は、事業者は利用者に対し、重要事項説明書に基づいて 1 日分の食費相当分と滞在費を請求します。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は利用を中止した月の翌月末日までに料金を支払うものとします。

第 10 条（利用期間中のサービスの中止）

利用者は利用期間中であってもサービス提供の中止を申し出ることができます。料金は実際の退所日までの日数で算定します。

- 2 事業者は、伝染性疾患等他の利用者の健康に重大な影響を及ぼす等、治療が必要となり施設での生活に支障があると判断した場合には、利用期間中であってもサービスを中止することができます。料金は実際の退所日までの日数で算定します。
- 3 利用期間中に医療機関に入院となった場合は、料金は入院したその日までの日数で算定します。

第 11 条（料金の変更）

事業者は、利用者に対して 1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づいて利用料金同意書を作成し、利用者及び事業者お互いに取り交わします。

第 12 条（契約の終了）

利用者は現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月の予告期間において理由を付した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 利用者が事業者を支払うべき利用料金を正当な理由なく 1 ヶ月以上遅延し、支払いの催告をするも 7 日以内に支払われない場合等、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は最大 7 日間の予告期間をおきます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の認定区分が、非該当と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第 13 条（守秘義務）

事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及び家族の個人情報を第三者に提供しません。この契約が終了した後も同様です。

- 2 事業者はあらかじめ文書で同意を得た上で、必要があれば他の介護サービス事業者等に個人情報を提供します。

第 14 条（賠償責任）

事業者は、事業者の責めに帰す事由により生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償します。

第 15 条（連携）

事業者は、指定短期入所生活介護サービスの提供にあたり、介護保険サービス提供事業所や保険・医療機関等との連携に努めます。

- 2 事業者は、この契約の内容が変更あるいは、この契約が終了した場合は速やかに介護支援専門員に連絡します。

第 16 条（相談・苦情）

事業者は利用者からの相談及び苦情に対応する苦情相談窓口を設置し、相談及び苦情に対し迅速に対応するとともに、保険者が派遣する相談及び援助事業に協力します。

